

構造改革特別区域計画

1．構造改革特別区域計画の作成主体の名称

天童市

2．構造改革特別区域の名称

高原再生特区

3．構造改革特別区域の範囲

天童市の全域

4．構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

天童市は、山形県の中央やや東寄りに位置し、東は奥羽山脈を境に宮城県と接し、西は日本三大急流の一つ最上川を境に寒河江市、北は乱川を境に東根市、南は立谷川を境に県都山形市と接しています。東西約 18.4km、南北約 10.6km で、総面積 113.01km² の広がりを持っており、県内 13 市の中では、面積が最も小さい市となっています。

地勢は、東半分が山地、西半分が平地になっており、東部山間部は、奥羽山脈の末端丘陵からなり、面白山(1,264m)、雨呼山(905.5m)などの険しい山々が連なっています。河川は、これらの山地からほとんど西へ流れ最上川に注ぎ込み、乱川、立谷川の二つの扇状地を形成しています。平地は、標高 85m から 110m のところにあり、扇端部は水量が豊富で、水田に適しています。

(2) 気候

気候は、内陸性気候の特色をもち、年間降水量は約 1,100mm となっています。雪国といわれる山形県では、積雪が最も少なく、自然的に恵まれた地域といえます。年間の平均気温は、11 度から 12 度くらいになっており、零下 5 度を下回ることは、ほとんどありません。

(3) 沿革

天童市は、江戸時代、旧国道沿いが羽州街道の宿場町として栄え、また最上川沿いの寺津は船着場として賑わい、紅花等をとおして遠く上方の文化・経済の交流が盛んに行われていました。昭和 29 年には、1 町 6 か村が合併し、新天童町となり、昭和 33 年 10 月 1 日には市制が施行され、昭和 37 年には豊栄村と合併し、現行行政区域が確立されました。

また、「将棋駒といで湯とフルーツの里」として、全国生産量の 95% を占める将棋駒や、県内有数の設備を誇る温泉、さらに、さくらんぼやラ・フランスなどの果樹産地としても全国的に有名です。

(4) 地域の状況

天童市は、災害が少なく、豊かな自然条件に恵まれています。また、内陸の中心部に位置し、山形空港・山形新幹線・東北中央自動車道などの高速交通の利便が高く、県内随一の交通の要衝になっています。さらに、東北の中核都市である仙台市や山形市に隣接しているため、南東北三県と環日本海経済圏、環太平洋経済圏との相互交流の要に当たる重要な位置にあります。

また、昭和 30 年代から継続的に取り組んできた土地区画整理・都市計画道路・下水道などの都市基盤整備事業をはじめ、ほ場整備・農業構造改善事業による農業の近代化、積極的な企業誘致などによって、利便性が高く、整然としたうるおいのあるまち並みが形成され、各産業が均衡のとれた成長を果たし、人口増加が著しい活力に満ちた都市として自立的な発展を遂げてきました。

本市の人口の推移をみると、昭和 44 年から増加に転じ、順調に増加して、平成 12 年の国勢調査では 6 万 3,231 人となっています。しかしながら、地域別に見ると、市街地以外の周辺農村部については、減少傾向が続いており、市街地部との格差が年々広がってきています。特に、本市で唯一の中山間地域である田麦野地域については、人口減少が著しく、活力あるコミュニティを維持するための活性化対策が重要な課題となっています。

5 . 構造改革特別区域計画の意義

本市では、周辺農村部の人口減少によるコミュニティ維持が大きな問題となっています。また、周辺農村部の人口減少は、耕作放棄地の増加や農業生産の停滞だけでなく、国土や環境の保全、水資源のかん養、自然景観の形成、大気の浄化、自然学習の場の提供、文化の伝承などの多面的機能の低下をも招き、社会的にも経済的にも大きな損失をもたらすことが懸念されます。このようなことから、市域の均衡ある発展のために、豊かな自然や美しい景観、地域特産農産物、伝統的な料理など農村部が持つ地域資源を積極的に情報発信し、有効に活用して交流人口を拡大し、豊かな自然環境や伝統文化に恵まれた周辺農村部の活性化を図ることが必要です。

本特区による特定事業や関連事業を展開することで、農村部に活気が出ることにより、人口減少に歯止めがかかり、ひいては、農地の有効活用による農業生産活動の維持につながっていくものと考えられます。

さらに、農業生産活動の維持は、耕作放棄の発生を防止し、国土の保全による災害防止や水資源のかん養などの多面的機能の維持が図られることとなり、市民生活や地域経済の安定に資するものとなります。

6 . 構造改革特別区域計画の目標

天童市では、平成 12 年度に「第五次天童市総合計画 - 新世紀創造プラン - 」を策定して、理想とする将来の都市像を「人輝き誇りと生きがいのもてるまち」とし、健康でうるおいのある文化のまち、快適な都市空間を創造するまち、活力ある産業交流のまち、市民が協働で築くまちを 4 つの目標として掲げ、市域の均衡ある発展を目指しています。

さらに、平成 14 年 4 月に「天童市農業基本条例」を施行し、この条例に基づき、本市の特色を最大限に生かした農業・農村に関する施策を計画的かつ総合的に展開していくために「天童市農業基本計画」を平成 15 年 3 月に策定しました。

この基本計画の中では、「観光農業のネットワーク化」を基幹プログラムの一つとして掲げ、農業・農村の地域資源の掘り起こしと体系化を図り、全国的に知名度の高い将棋駒や天童温泉などの観光資源と有機的に結びつけたり、多様な体験農業のメニュー開発を行うとともに、美しい自然環境の保全やそこで育まれる伝統文化の継承など農業・農村が持つ多面的機能を生かしたグリーンツーリズムなどの都市農村交流の推進を図ることとしています。

自然休養村やスキー場、キャンプ場などが整備された天童高原を控える田麦野地区を中心にして、農家等のもてなしとして、訪れた人に地元産のそばや濁酒などの飲食物を提供することは、農村地域の特性を生かした交流に大きな魅力を加えることとなります。こうした新たな魅力づくりにより、観光客の増加を図り、都市農村交流を促進して、地域の活性化と観光農業の振興を推進することを目標とします。

さらに、このような農村地域に根ざした自発的な起業活動を広げ、新たな農産物加工品を開発し、農業所得の向上を図り、農業の活性化につなげることを目指します。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

この計画の実施により、都市と農村の交流が拡大し、交流人口の増加が期待され、市内観光収入の増加につながるものと考えられます。

さらに、都市農村交流の拡大は、地域住民にとって自らが住む地域の良さを再認識するきっかけとなり、地域への定着とまちづくり参加への意識高揚が進み、農村部の活性化が図られ、定住人口の確保、農業生産の持続的発展とともに国土や環境の保全、水資源のかん養、自然景観の形成、大気の浄化、自然学習の場の提供、文化の伝承などの多面的機能の維持向上が期待できます。

観光客の増加

地域資源の有効活用により、交流人口の拡大が期待できます。

平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
2,336,200 人	2,400,000 人	2,500,000 人

農家民宿や農家レストラン、自家製による濁酒製造などの新たな起業が期待されます。

	現在	平成 18 年度目標	平成 20 年度目標
農家民宿・レストラン等の開業件数	2 件	3 件	4 件
自家製による酒類製造件数		1 件	2 件

8. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

地産地消の推進

本市で生産される新鮮で安全な農畜産物を市民が安心して購入できるような地産地消のシステムを構築します。そのために、市民が身近に生産者とふれあい、地元農畜産物を購入することのできる機会を創出していきます。

また、地域の特産品や農家に伝承されている食品加工の掘り起こしを進めるとともに、新たな製品の開発を促進します。

農業交流プラザの設置・情報の発信

消費者と農業生産者、事業者などがお互いに情報を交換し合う場として「天童市農業交流プラザ」を設置します。

さらに、農業・農村に関する情報を積極的に提供し、消費者の理解を促進するとともに、農業者と消費者とが、生産現場などで直接交流し、農業の仕組みやその大切さなどを知ることのできる機会を設けます。

グリーンツーリズム推進事業

多様な体験農業のメニュー開発を行うとともに、美しい自然環境の保全やそこで育まれる伝統文化の継承など農業・農村が持つ多面的機能を観光資源として活用し、都市農村交流の推進を図ります。

酒米栽培研修会の開催

天童市産米改良協会（構成団体：天童市農業協同組合、山形中央農業共済組合、山形農政事務所、村山農業技術普及課、第1種出荷取扱業者、天童市農業委員会、天童市）が主体となって、酒米栽培の研修会を開催する。

別 紙

1 特定事業の名称

7 0 7

特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、農家レストラン、飲食店など）を併せ営む農業者（以下「特定農業者」という。）で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

高原再生特区（天童市全域）内で特定農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストラン等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料とし濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととし、酒類製造免許を受けることが可能となります。

このことにより、農家等によるもてなしとして濁酒の提供をすることは、農村地域の特性を生かした交流に大きな魅力を加えることになり、交流人口の拡大と地産地消による農業の振興が期待できます。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも新たな起業と捉えることができ、農村地域に根ざした自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化が図られるものと考えられます。

なお、当該事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされます。